（削る）

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の三　法第二十八条第五項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項、第百六十三条の二十二、第百六十三条の二十四第四項、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、第三条の三第一項第二号に掲げる方法とする。

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第十九条　法第三十四条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　再生後マンションの設計の概要の変更で、最近の認可に係る当該再生後マンションの延べ面積の十分の一を超える延べ面積の増減を伴わないもの

二・三　（略）

四　再生後マンションの敷地の区域内の主要な給水施設、排水施設、電気施設又はガス施設の位置の変更

五　再生後マンションの敷地の区域内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施設の位置の変更

（参加組合員の負担金及び分担金の納付）

第二十条　（略）

2　（略）

3　分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が有する再生前マンション（権利変換期日以後においては、再生後マンション）の区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

（認可申請書の添付書類）

第二十三条　法第四十五条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認可を申請しようとする者が再生前マンションとなるべきマンションの区分所有者又は再建敷地となるべき土地の敷地共有持分等を有する者であるときはその旨を証する書類

二　（略）

（電磁的方法）

第十八条の三　法第二十八条第四項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の四　法第二十八条第五項（法第三十一条第四項、第百二十九条、第百三十一条第四項、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する場合」を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第十九条　法第三十四条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　施行再建マンションの設計の概要の変更で、最近の認可に係る当該施行再建マンションの延べ面積の十分の一を超える延べ面積の増減を伴わないもの

二・三　（略）

四　施行再建マンションの敷地の区域内の主要な給水施設、排水施設、電気施設又はガス施設の位置の変更

五　施行再建マンションの敷地の区域内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設又は通路若しくは消防用水利施設の位置の変更

（参加組合員の負担金及び分担金の納付）

第二十条　（略）

2　（略）

3　分担金の額は、参加組合員の納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が有する施行マンション（権利変換期日以後においては、施行再建マンション）の区分所有権又は敷地利用権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないように定めるものとし、分担金の納付方法は、賦課金の賦課徴収の方法の例によるものとする。

（認可申請書の添付書類）

第二十三条　法第四十五条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認可を申請しようとする者が施行マンションとなるべきマンションの区分所有者であるときはその旨を証する書類

二　（略）